

令和7年3月25日

各都道府県剣道連盟
事務局長殿

公財 全日本剣道連盟 登録部長

六・七・八段審査における、高齢受審者（65歳以上）の修業年限短縮措置について

標記の件、3月6日の公益財団法人 全日本剣道連盟 第二回理事会にて称号・段級位審査規則の一部が改定され三道の高段位審査会の受審条件が緩和されておりますのでお知らせします。

記

1. 変更内容 審査日に65歳以上の者に限り、六段は、五段取得から2年(従来は5年)。七段は六段取得後3年(従来は6年)、八段は七段取得後5年(従来は10年)以上経過していれば、各都道府県の会長の許可により受審が可能となる。

※本優遇措置に関しての、特段の事由は称号・段級位審査細則第15条で特定していないので、各連盟の判断で積極的に活用願います。

2. 申請方法 特段の書式等は設けない。登録者管理システム上にて、特例を選択して申請することで対応する。
3. 適用審査会 本年4月1日以降に申込締め切りを迎える審査会から適用する。(居合道六・七段(茨城県)審査会以降)
4. 例 修業年限については、65歳になってからの修業年限ではなく、前段位取得日からの年数となる為、下記の通りとなる。

本年8月3日開催の剣道六段審査会(福岡県)を受審する場合
生年月日が、1960年8月3日以前で、令和5年8月31日までに剣道五段の段位を授与されたものが対象となる。

本年8月30日開催の剣道七段審査会（宮城県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月30日以前で、令和4年8月31日までに剣道六段の段位を授与されたものが対象となる。（2022年8月21日開催の六段審査会（新潟県）までに六段に合格しているもの）

本年8月9日開催の剣道八段審査会（愛知県）を受審する場合
生年月日が、1960年8月9日以前で、令和2年8月31日までに剣道七段の段位を授与されたものが対象となる。（2020年8月30日開催の七段審査会（福岡県）までに七段に合格しているもの）

- ※ 8月10日開催の剣道八段審査会（愛知県）については、生年月日が1960年8月10日以前の者。
- ※ 2020年10月15日に実施した剣道七段審査会（兵庫県）の合格者も対象となる。

5. 問い合わせ 各都道府県剣道連盟からの質問は登録部まで

6. 別添 称号・段級位規則の新旧対照表

以上